

高知工科大学授業料免除制度の審査基準

学業基準

- ア 標準修業年限内に卒業が可能であること。
イ 次表に掲げる単位基準判定時までに、次表の単位を修得していること。

学年		単位基準 判定時	単位数
学士 課程	1年生・ 編入生	2Q 終了時	17 単位以上 ※学期末の集中講義を除く
	2年	前年度終了時	35 単位以上
	3年		70 単位以上
	4年		100 単位以上
修士 課程	1年	2Q 終了時	7 単位以上 ※学期末の集中講義を除く ※コースにより通年科目が多く、2Q までに取得可能な単位数が 7 単位に満たない場合もあるため、修業年限内での卒業に支障が無いと見なされる場合は、学業基準を満たすものと判断します。
	2年	前年度終了時	15 単位以上

- ウ 入学時から単位基準判定時までの GPA（成績評価 AA を 4、A を 3、B を 2、C を 1、F を 0 としたときの、1 単位あたりの平均値をいう。）が **1.5 以上** であること。

家計基準

詳細は、別紙「授業料免除に係る家計基準（詳細）」を確認してください。

原則として家族の総収入額（所得のある家族（就労者、年金受給者等）の収入の合計）から、特別控除額、必要経費を除いた金額を総所得とし、そこから家族の構成人数ごとに定められた収入基準額を差し引いて家計評価額を算出します。家計評価額が収入基準額以下の場合に当該制度の対象となります。

家計評価額の算出は、申請書類をもとに大学が行いますので、申請者に計算を求めるものではありません。